

社会福祉法人南三陸町社会福祉協議会障害者総合支援法に基づく居宅介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人南三陸町社会福祉協議会が開設する南三陸町ヘルパーセンターまごころ（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく指定居宅介護事業、指定重度訪問介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従事者が、支給決定を受けた障害者又は障害児（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定居宅介護及び指定重度訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、利用者の身体及びその他の状況に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護及び調理、洗濯及び掃除等の家事並びにこれらに付随する生活等に関する相談等を適切に行うものとする。

- 2 居宅介護の実施にあたっては、利用者の希望する居宅介護の提供ができるよう努めるものとする。
- 3 居宅介護の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者などの関係諸機関との連携を図るよう努める。
- 4 前各項のほか、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び厚生労働省が定める基準その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 南三陸町ヘルパーセンター まごころ
- (2) 所在地 宮城県本吉郡南三陸町歌津字柘沢28番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者1名
管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている居宅介護の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス提供責任者1名以上
サービス提供責任者は、居宅介護、重度訪問介護計画を作成し、利用者及び家族にその内容を説明するほか、事業所に対する居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術的指導等のサービスの内容の管理等を行う。
- (3) 従業者3名以上
従業者は居宅介護の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。
- (2) 営業時間 午前8時00分から午後6時00分まで。

(居宅介護を提供する主たる対象者)

第6条 事業所において主たる対象者は、次のとおりとする。

1 居宅介護

- (1) 身体障害者(18歳未満の者を除く)
- (2) 知的障害者(18歳未満の者を除く)
- (3) 精神障害者
- (4) 障害児(18歳未満の精神障害者を除く)
- (5) 難病等対象者

2 重度訪問介護

- (1) 肢体不自由者
 - (2) 行動障害を有する者
- (居宅介護の内容)

第7条 事業所で行う居宅介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護計画、重度訪問介護計画の作成
 - (2) 身体介護
 - ア 食事の介護
 - イ 排泄の介護
 - ウ 衣類着脱の介護
 - エ 入浴の介護
 - オ 身体の清拭、洗髪
 - カ 通院等の介助((3)の事業として実施する通院等の介助を除く。)
 - (3) 通院等のための乗車又は降車の介助
通院等の介助について、本事業所の従業者が自ら運転して通院を支援する。
 - (4) 家事援助
 - ア 調理
 - イ 衣類の洗濯、補修
 - ウ 住居等の掃除、整理整頓
 - エ 生活必需品の買い物
 - オ 関係機関との連絡
 - カ その他の必要な家事
 - (5) 日常生活支援
日常生活全般に常時の支援を要する全身性障害者に対して、日常生活支援(身体介護、家事援助、見守り等の支援)を行う。
 - (6) 前各号に掲げる便宜に付帯する便宜
- (2)から(5)に付帯するその他生活等に必要な介護、家事、相談、助言
(重度訪問介護の内容)

第8条 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者に対して当該障害者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除その他の家事、外出時における移動中の介護を行う。

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 居宅介護、重度訪問介護を提供した際には、利用者又はその扶養義務者から居宅介護利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない居宅介護を提供した際は、前項に掲げる居宅介護利用者負担額のほか、利用者から障害者自立支援法に規定する額の支払いを受けるものとする。

3 第1項から第2項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者又はその扶養義務者に対し交付するものとする。

4 利用者の都合により居宅介護の利用予定日の前日午後5時までに利用中社会福祉協議会の申し出がない場合には、下記のとおり取消料とする。但し、利用者の体調不良等正等な事由があると管理者が認めた場合には取消料を無料とすることができる。

| | |
|---------------------------|-----------------|
| 利用予定日の前日午後5時までに申し出があった場合 | 無料 |
| 利用予定日の前日午後5時までに申し出がなかった場合 | 利用予定の介護給付費等の10% |

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、南三陸町全域とする。

(緊急時における対応方法)

第11条 現に居宅介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関、緊急連絡先(家族等)へ連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者及び関係市町村に報告するものとする。

2 利用者に対する居宅介護の提供により事故が発生した場合は、加入している保険の範囲内で損害賠償を速やかに行う。

(苦情解決)

第12条 提供した居宅介護に関する利用者等からの苦情に適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した居宅介護に関し、法第10条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市町村職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法(昭和26年3月29日法第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又は斡旋にできる限り協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

2 事業所は、当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。

3 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（揭示）

第15条 事業所は、当事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

2 事業所は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

（身体拘束等の禁止）

第16条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（職場におけるハラスメントの防止）

第17条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

（業務継続計画の策定等）

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（その他運営に関する重要事項）

第19条 事業所は、従事者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務の体制についても整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務を負う。
- 3 事業所は、従事者であった者に対し、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は会長が定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日より施行する。
- 2 「社会福祉法人南三陸町社会福祉協議会指定居宅介護事業運営規程」（平成17年10月1日施行）は、平成18年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年5月28日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年8月12日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年5月28日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年5月28日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年5月30日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年2月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月12日から施行し、平成30年5月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。